

工場及野村今工場、寺田紡績等若二場二争議勃發スル
 ルヲ以テ其附近ノ小賣商人ニシテ織三ツ街トナセル
 ノハ賣掛代金ノ集ル不成績ナルヨリ争議解決ノ速カ
 ラムコトヲ希望シ又其地ノ一部有力者階級ニ於テ其解決
 方法等ニテ考慮中ナル又何シテ不調信ニ出馬スヘシ
 時期ニ非ザルモノトシテ之ヲ傍觀シ得ル
 尙職五側ハ争議ノ始メニ當リ年勤賃金トシテ参加者ハ
 月五一圓八十錢女五一圓ヲ稼出スヘシ決議セラル
 五ノ多クハ未夕稼出セザルル依リ既ニ之カ決定ヲ謝
 アリ今後特久駄トナレハ軟化希望出ルナラムト觀測
 セラル

(3)

特務勞簿ニニ九號

大正十二年十二月三日

大阪府知事

中川

望

12.12.3
NO. 24

12-12-7

880

内務大臣 後藤 新平 殿
 社會局長官 池田 宏 殿
 警視總監 湯浅 倉平 殿
 京都府知事 池松 時和 殿
 兵庫縣知事 平塚 廣義 殿
 大阪地方裁判所檢事正 殿

和泉紡績株式會社勞働争議ニ関スル件

(第五報)

一日ノ狀況

争議ノ解決カ遷延ニ伴ヒ職工ノ結束稍弛緩セル
 ノ傾向アルヲ以テ其維持策トシテ本工場職工
 ハ目下争議中ノ岸和田紡績春木工場並ニ寺田